

## 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

建設業法施行令が規定する「同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる。」場合の主任技術者の兼務の手続きについて、兼務が可能となる対象工事の条件は以下のとおりです。

- 1 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事  
次の条件を全て満たす工事とする。（ただし、監理技術者には適用されません。）

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。  
なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- ② 工事個所は全て千曲市内であること。
- ③ 同一の建設業者が施工する場合であること。
- ④ 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

(国土交通省「専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】」参照)

## 2 兼務を求める際の手続

千曲市発注工事の専任を要する主任技術者が、他の工事と兼務する場合は、「主任技術者兼務届」を提出してください。



- 1 「主任技術者兼務届」の提出が必要な場合  
請負代金額が3,500万円（建築一式工事である場合は7,000万円）以上の千曲市発注工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合
- 2 「主任技術者兼務届」の提出時期について
  - (1) 新たに受注した千曲市発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合  
➡ 契約書の提出時に、「主任技術者兼務届」を提出する。
  - (2) 既に受注している千曲市発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合  
➡ 他の工事の契約締結までに、「主任技術者兼務届」を提出する。